

可見市高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画（第9期）

1 計画の基本事項

（1）計画の背景と目的

急激な高齢化の進行は、地域社会での高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、医療・介護分野の人材不足、高齢者虐待など高齢者をめぐるさまざまな問題を浮かび上がらせています。そのような状況においても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年(2040年)を見据え、「可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）」を策定します。

（2）計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間と定めます。

2 計画の基本理念

住み慣れた地域で 安気に暮らし続けることができるまち 可見

団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、働き手である生産年齢人口が減少することが見込まれています。

住み慣れた地域、在宅での生活を希望される高齢者が多い状況において、心身共に元気な状態で生活を続けるための健康づくりや介護予防、地域の連携による生活支援体制づくり、認知症への理解や予防対策、医療と介護の連携強化などといった多様な取組を進めていくことが重要であり、高齢者が地域で自立した生活を営むことを実現するために、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

また、高齢者だけでなく障がい者や生活困窮者など、複合化する支援ニーズに対応するため、本人に寄り添い、伴走する重層的な支援体制の強化を図ることと、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していきます。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり〈自助〉

高齢者一人ひとりが、元気に地域で生活をするために、健康づくりと介護予防を推進していきます。

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる団体が連携して見守り・

支え合えるまちづくり〈共助〉

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域で生活支援の体制づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 適切なサービスが過不足なく提供され

安気に暮らせるまちづくり〈公助〉

地域における身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターの充実を図る等、関係団体等と連携した支援体制を推進します。

4 主な施策の内容

基本目標Ⅰ

1 健康づくり

高齢者の健康寿命を延伸するため、健康増進計画と連携した健康づくり事業や保健事業の取り組みを進めます。

2 生きがいづくり

生涯スポーツの推進、地域活動やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

3 社会参加と就労

高齢者自らが支える側となって活躍し、生きがいを持って生活できるよう、社会参加を促進する体制づくり、就労に向けた支援に取り組みます。

4 一般介護予防事業の推進

高齢者ができる限り要介護状態にならないように、高齢者の生活の質の向上を目指し、自立支援のための効果的な介護予防の取り組みを推進します。

重点

基本目標Ⅱ

1 地域内の見守り活動の推進

高齢者が地域で安心、安全に生活をするために多方面からの支援体制を構築することが重要であり、地域での見守りや支え合いを強化していきます。

2 地域支え合い活動の推進

支援が必要な高齢者等の日常生活や健康を地域住民等で支え合うとともに、安否確認や見守りを兼ねたサービス等の充実を図ります。

3 地域の生活支援体制整備

日常生活の支援が必要な人や家庭のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、在宅生活を支援します。

4 在宅医療・介護連携の推進

高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護が一体的かつ継続的に提供される体制を構築します。

重点

基本目標Ⅲ

1 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように、地域包括支援センターの機能強化、体制整備に努めます。

5 地域ケア会議の推進

地域ケア会議を充実し、情報交換や地域課題をくみ取り、地域への展開に向けて取り組みます。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

在宅での生活を支援するため、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を図ります。

重点

3 認知症施策の推進

認知症の普及啓発、認知症予防の取り組みと早期発見・早期対応の体制の強化に努め、住み慣れた場所で安心して暮らせる地域を目指します。

重点

4 適切で過不足のない介護サービス

住み慣れた地域でいつでも安心して必要なサービスの提供を受けられるよう、地域に密着したサービス提供体制の充実を図ります。

5 介護職員の確保対策と福祉への理解

介護職員の確保のため、介護サービス事業所への新規就職者の確保及び介護職員の離職防止と定着促進、人材育成への支援等を総合的に実施します。

重点

6 介護給付等に要する費用の適正化

国が示す介護給付適正化計画に関する指針に基づき、持続可能な介護保険制度とするため、介護給付の適正化事業を推進します。

7 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、権利擁護の推進や防災体制を充実させます。

重点

8 高齢者の移動と住まい

高齢者が地域で安心して暮らせるように公共交通を含めた多様な移動手段の確保、高齢者居住安定確保のための施策の推進を図ります。

重点

9 重層的支援体制の整備

高齢者、障がい者、子ども等の各分野にまたがる多様化する支援ニーズに対応するために、関係機関の連携強化や支援体制を整備します。

重点

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。令和6年度から令和8年度については、この保険料の段階を第8期計画に引き続き17段階とします。

■所得段階内訳・保険料率

※第1～3段階の（ ）内は、軽減後の金額です。

所得段階	所得等の条件	基準額 に対する 比率	保険料 年額 (円)	保険料 月額 (円)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	×0.42 (×0.25)	28,728 (17,100)	2,394 (1,425)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下	×0.60 (×0.40)	41,040 (27,360)	3,420 (2,280)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える	×0.655 (×0.65)	44,802 (44,460)	3,734 (3,705)
第4段階	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	×0.85	58,140	4,845
第5段階 (基準)	住民税課税世帯で、本人は住民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える	×1.00	68,400	5,700 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額120万円未満	×1.10	75,240	6,270
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額120万円以上210万円未満	×1.20	82,080	6,840
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額210万円以上320万円未満	×1.45	99,180	8,265
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額320万円以上420万円未満	×1.60	109,440	9,120
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額420万円以上520万円未満	×1.80	123,120	10,260
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額520万円以上620万円未満	×2.00	136,800	11,400
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額620万円以上720万円未満	×2.20	150,480	12,540
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額720万円以上800万円未満	×2.30	157,320	13,110
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	×2.40	164,160	13,680
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	×2.50	171,000	14,250
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	×2.65	181,260	15,105
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額1,500万円以上	×2.85	194,940	16,245

※端数処理の関係で、保険料年額÷12月が保険料月額とならない場合があります。

可見市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）[概要版]

発行：可見市
編集：可見市 福祉部 介護保険課・高齢福祉課
〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地
電話：0574-62-1111（代表） FAX：0574-60-4616
電子メール：kaigohoken@city.kani.lg.jp
ホームページ：http://www.city.kani.lg.jp

発行年月：令和6年3月